

2019年12月4日

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
規格第1班 ご担当者様

「有機農産物の日本農林規格等の一部改正案について」への意見

日本生活協同組合連合会
事業支援担当常務執行役員
尾辻雅昭

ゲノム編集技術を応用した食品（以下、ゲノム編集食品）の有機JASでの取扱いは、消費者にとっても事業者にとっても関心の高いものです。ゲノム編集食品の国民への説明が十分とはいえず、食経験や流通実態がないものについて、消費者は漠然とした不安を抱え、事業者も取り扱いをどうすべきかが課題となっています。

今回、「有機JASではゲノム編集食品を認めない」とする方針が示されましたが、その理由や論議の状況が明確になっていません。現時点ではゲノム編集食品に対する社会的な評価が定まっておらず、今後の生産動向も明確でない中、慎重な論議が必要と考えます。今後も有機JASに基づく認証制度が、消費者・事業者の双方にとって有用なものとなるよう、以下の意見を申し述べます。

1. 改正の経緯や理由を明確にしてください

ゲノム編集食品について、「有機JASでは認めない」のであれば、その理由を明確にしておくべきです。有機JASは、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定したものと認識していますが、規格の意義や目的に照らして、なぜ認めないとしたのかをきちんと説明すべきです。

今後、今回の意見募集結果を踏まえて、最終的な判断がされると認識しますが、その経緯や理由を含めて、広く国民に分かりやすい形で公表するようお願いいたします。

2. 社会動向や実行可能性を踏まえた慎重な論議が必要です

ゲノム編集食品は、現状では日本での流通実態がなく、有機の取扱いについて国際的にも動向がはっきりしていません。一方で厚生労働省は「ゲノム編集食品の安全性は従来育種と同様」、消費者庁は「科学的検証手段がなく事業者の実現可能性を考慮し表示は義務化しない」としており、今回の有機JASでの方針とは相違があります。

今後の社会状況次第では、事業者は有機JAS認証を取得したり、維持することができなくなる可能性があります。また、ゲノム編集食品の表示義務が定められていない中、事業者が意図せずに使用してしまった場合、消費者・事業者ともに不利益を被ることも懸念されます。もし事業者が有機JAS制度の利用を避けるような事態になれば、消費者が「有機」や「オーガニック」商品を選べなくなることが懸念されます。

消費者・事業者双方にとってより有用な制度とするため、規格改正にあたっては今後の流通実態や国際動向、事業者の実行可能性等を十分考慮した慎重な論議が必要と考えます。

以上